

## 教育事業への経済支援における税制の問題点 －寄附金の所得税、法人税での取り扱いを中心として－

熊本学園大学教授  
岩武 一郎

### I 問題の所在

○教育、文化、スポーツ、科学技術・学術等の振興を図るには、公的な助成のみならず、民間からの寄附等による支援を促進していくことが重要である。このため、個人や企業が行った国や地方公共団体に対する寄附金のみならず、国立大学法人や公立大学法人、大学共同利用機関法人等に対する寄附金、学校法人や独立行政法人、国立研究開発法人等に対する寄附金については、幾つかの税制上の優遇措置が講じられている。

○特に近年、大学に対する国や地方団体からの運営交付金や補助金等は漸次削減されており、有能な研究者の確保や施設設備等の維持や研究資材等の調達に支障が生じているのではなかろうか。

○このようなことから、わが国における教育事業を支える役割において、民間が果たす役割はますます重要性が高まっているといえよう。

○本報告においては、このような問題意識の下、教育事業への経済支援について、個人が寄附を行う場面と企業が寄附を行う場面とに分けて寄附税制のあり方について論じるものである。

### II 個人が寄附その他の支援を行った場合

#### 1 金銭の寄附の取り扱い

##### (1) 寄附金控除（所法 78 条）

○一種の租税特別措置（公益的事業への個人の寄附を奨励することが目的）

○特定寄附金の額－2,000 円が合計所得金額等から控除される。

（控除限度額＝総所得金額等の 40 %）

○特定寄附金の範囲（同条 2 項各号）

①国もしくは地方団体に対する寄附金

②公益社団法人等に対する寄附金で財務大臣が指定したもの（指定寄附金）

③特定公益増進法人に対する寄附金

（具体的な適用例）

○公立の学校への寄附～上記①に該当し、業務関連性要件（どのような業務に充てられる

寄附金か) は必要とされない。

○国立大学法人・公立大学法人等への寄附～法人の教育研究活動に関わる業務に充てられるという業務関連性要件をみたすものは、上記②に財務大臣の指定がされている。

○私立学校法人への寄附～災害による被害の復旧や学校法人が設置するものの敷地、校舎その他附属設備に充てられるという要件をみたすものは、上記③に該当する。

○科学技術に関する試験研究を主たる目的とする研究法人への寄附～試験研究の用に直接供する固定資産の取得のために充てられるという要件をみたすものは、上記②に財務大臣の指定がされている。

○どの種類の学校等に寄附するかによって、寄附金控除の要件が異なっている。

#### (2) 特別の利益がある場合の適用除外

○「特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められる」場合は、寄附金控除は受けられない(例えば所法78条2項1号第2括弧書きなど)。

(学校等に対する寄附における例示)

○「入学に関してする」寄附金は控除の対象にならない(同項柱書かつこ書き)。

○「入学に関してする」の解釈

・通達は「入学と相当の因果関係があるもの」とする(所基通78-2前段)。

・入学辞退等により結果的に入学しないこととなった場合でも、相当因果関係がなくなるわけではないとする(所基通78-3(1))。

・ここでいう「入学」とは、実際に在学し始めることではなく、入学が可能になることを指していると考えられることができる。

○入学に関して以外の何らかの利益を得る学校等に関する寄附は、除外されていない。

○寄附がある特定の者のためにばかり利用されるような場合を広く控除対象から除外するのではなく、入学に関するもののみを除外するのは問題があろう。

#### (3) 寄附金特別税額控除制度

○平成23年度改正で、市民公益税制(「新しい公共」にかかる税制)として、一定の要件をみたす国立大学法人・公立大学法人・学校法人および公益社団法人・公益財団法人等への寄附には、税額控除の制度が創設された(租特41条の18の2第1項・2項・41条の18の2第1項)。

○(寄附金の額-2,000円)×40%が税額控除される。

(控除限度額は所得税額の25%)

○一般に、同じ金額を寄附した場合に、所得控除は高所得者に有利であり、税額控除は低所得者に有利となる。

○「草の根の寄附を促進するため」という目的に適っている。

#### (4) 遺贈または相続後の寄附の取り扱い

○学校法人等に金銭を遺贈する場合(遺贈寄附)は、その相続にかかる相続税において課税対象外となる(相続税法1条の3)

- 相続人が一旦相続した財産を寄附する場合には、相続税の法定申告期限より前に一定の法人に寄附することで、相続税の課税対象外となる（租特 70 条）
- 一定の法人～国または地方団体、国立大学法人・公立大学法人・学校法人、公益社団法人および公益財団法人等（租特令 40 条の 3）
- この規定には、寄附の目的や用途に関する制限はなく、パブリック・サポート・テスト要件（租特 41 条の 18 の 3 第 1 項 1 号柱書かっこ書き）もない。

## 2 金銭以外の資産の寄附の取り扱い

- 金銭以外の資産の寄附も、寄附金控除の対象となる「指定寄附金」に含まれると考えられている（支出額は、資産の寄附の時にける価額による）。
- 寄附の相手方が国または地方団体である場合には、その資産の譲渡はなかったものとみなされ、みなし譲渡課税（所法 59 条 1 項 1 号）が行われない（租特 40 条 1 項）。
- 寄附の相手方が公益社団法人および公益財団法人や国立大学法人・公立大学法人・学校法人である場合には、一定の要件を満たすとして国税庁長官の承認を受ければ、特例の適用が受けられる（租特 40 条 1 項後段）。
- 国税庁長官の承認には、通常 3 年程度の時間がかかるが、公益社団法人および公益財団法人や国立大学法人・公立大学法人・学校法人に対する資産の寄附の場合には、自動承認の仕組みが設けられ（租特令 25 条の 17 第 7 項、8 項）、資産の寄附を容易にする工夫がなされている。
- 遺贈寄附による場合や、相続人が相続した資産を寄附する場合の取り扱いも金銭と同様である。

## 3 無償による役務の提供をした場合の取り扱い

### （1）租税理論からの検討

- 施設や設備を無償で貸し出したり、自らの時間と能力を利用して労務を提供し学校等を支援した場合（役務の無償提供を行った場合）
- 有償による役務提供の対価は課税所得に含まれるから、寄附金に対して所得控除を認めることによって、課税前の経済的利益を寄附できるようになるが、無償による役務提供においては、当初からその対価相当額に対して課税がされないことから、寄附金控除を認める必要はないことになる。

### （2）政策的観点からの検討

- そもそも寄附税制が、一種の特別措置として説明されることからすると、無償による役務提供に対しても何らかの形で優遇措置を講じることが望ましい。
- 無償の役務提供を行う者に対して、強いメッセージを与えることが必要であろう。

## II 企業が寄附その他の支援を行った場合

### 1 法人税の寄附金税制の概要

#### (1) 寄附金の範囲と区分

○法人税法上、寄附金とは、その名義のいかんを問わず、金銭その他の資産または経済的利益の贈与または無償の供与等をいう（法法 37 条 7 項）。

○寄附金が法人の収益を生み出すのに必要な費用といえるかどうかは、きわめて判定の困難な問題である。

○したがって法人税法上は、行政的便宜ならびに公平の維持の観点から、寄附金を四つの区分に分け（同条 4 項）、それらの区分ごとに統一的な損金算入限度額を設け、寄附金の金額のうちそれを超える部分の金額は損金不算入とする取り扱いを定めている（同条 1 項）。

#### (2) 寄附金の区分ごとの取り扱い

##### ①国または地方団体に対する寄附金（同条 3 項 1 号）

○例えば、公立高校や公立中学への寄附金が該当する。

○全額損金算入となる。

##### ②指定寄附金（同条 3 項 2 号）

○公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金のうち、次の 2 つの要件の両方を満たすとして、財務大臣が指定したもの。

(イ) 広く一般に募集されていること。

(ロ) 教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

※具体的な指定の内容については後述する。

○全額損金算入となる。

##### ③特定公益増進法人に対する寄附金でその法人の主たる目的である業務に関連するもの（同条 4 項）

○独立行政法人や一定の地方独立行政法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人（法法令 77）。

○例えば、学校法人に対する教育事業への寄附金（出資業務に充てられることが明らかなものは除外される）が該当する。

○損金算入限度額 = (資本金等の額の 0.375 % + 所得金額の 6.25 %) × 1 / 2

##### ④一般寄附金（同条 1 項）

○上記①～③に該当しない寄附金。

○例えば、学校法人の出資業務のための寄附金が該当する。

○損金算入限度額 = (資本金等の額の 0.25 % + 所得金額の 2.5 %) × 1 / 4

## 2 指定寄附金と特定公益増進法人に対する寄附金の関係

### (1) 指定寄附金

○教育事業に係る寄附金税制において、指定寄附金に該当する場合と特定公益増進法人に該当する場合には、寄附を行う企業にとっては租税負担に差が生じることになる。

○財務大臣が行う指定には包括指定と個別指定とがある。

#### ①包括指定

○包括指定されている寄附金には、学校教育関係、試験研究関係、共同募金関係、日本赤十字関係がある。

○学校教育関係の詳細は、以下の通りである。

(第1号) 国立大学法人等の業務に充てられる寄附金

・国立大学法人、公立大学法人等

(第1号の2) 学校の校舎その他附属設備の災害復旧のための寄附金

・学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校

(第2号) 学校の敷地、校舎その他附属設備に充てる寄附金

・学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校

(第2号の2) 日本私立学校振興・共済事業団への寄附金

・学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校の教育に必要な費用、基金に充てられるもの

(第2号の3) 独立行政法人日本学生支援機構に対する寄附金

○包括指定の取り扱いについては、国立大学法人や公立大学法人等と、私立学校法人等とは、その寄附金の内容について相違がみられ、私立学校等に対する寄附金にはかなりの制約が課されていると考えられる。

#### ②個別指定

○募金団体である公益法人の申請を参考にして、その寄附金の使途や目標額、募集目的、募集区域およびその対象者、募集期間や寄附金の管理方法等の諸事項を個別に審査する。

### (2) 受配者指定寄附金制度

○上述の通り、教育事業に係る寄附金税制において、指定寄附金に該当する場合と特定公益増進法人に該当する場合には、寄附を行う企業にとっては租税負担に差が生じることになる。

○しかし、上記指定寄附金の包括指定第2号の2の日本私立学校振興・共済事業団への寄附金のかたちをとりながら、その寄附金を寄付者が指定した学校法人へ寄附をすることができる受配者指定寄附金制度が存在する。

○この制度を利用すれば、損金算入限度額が存在する特定公益増進法人への寄附を行わずに、日本私立学校振興・共済事業団を通じて間接的に希望する学校法人等を寄附することで寄附金の全額損金算入が可能となる。

○平成16年以後のこの制度においては、

①日本私立学校振興・共済事業団の事前承認は不要である。

②寄附者は、募集期間の制限なく、随時、寄附を行うことができる。

③学校法人が寄附者から寄附金を取りまとめて事業団に入金することもできるし、寄附者が直接入金することもできる。

④寄附は金銭以外に有価証券等によることも可能である。

○私立学校にとっては、外部資金の導入が促進され、財政基盤の強化がなされ、教育研究活動の活性化にもつながることが期待されよう。

### Ⅲ 寄附金税制のあり方の検討

#### 1 所得税における問題点

○個人が教育事業に寄附をした場合には、金銭の寄附をした場合でも、所得控除である寄附金控除と税額控除である寄附金特別控除との間で控除が認められる要件は異なっている。

○また、寄附のタイミングに関して、生前に寄附をするか死亡時に遺贈をするか死亡後に相続人が寄附をするかによっても、学校等に対する支援に対して受けられる取り扱いは変わってくることとなる。

○このように、寄附税制においては要件に統一性がなく、寄附を行う者に対して複雑でわかりにくい税制となっているのではないか。

○前述の通り、無償による役務提供に対して税制上の優遇措置の手当が必要ではないか。

#### 2 法人税における問題点

○前述の通り、指定寄附金における包括指定の取り扱いについては、国立大学法人や公立大学法人等と、私立学校法人等とでは、その寄附金の内容について相違がみられ、私立学校等に対する寄附金にはかなりの制約が課されていると考えられる。

○しかしこの点については、受配者指定寄附金制度の活用によりある程度の問題の解消が図られるものと評価できよう。

#### 3 寄附等を促進するインセンティブ

○国際的に比較して顕著に低い財源しか有しないといわれる、わが国の諸大学等の財政基盤の再建を図るためには、現状よりも更に寄附を促進させる税制上の手当が必要である。

○例えば、所得税においては寄付額から 2,000 円を控除した額が所得控除の対象となり、また法人税においては国または地方団体に対する寄附金や指定寄附金は全額損金算入されるが、寄附等を行うインセンティブを向上するためには、寄附金の額の 150 %や 200 %の金額を課税所得から控除するような措置を設けてもいいのではなかろうか。

○アメリカにおいては、大学への個人寄附について、株式で寄附をした際に適用される大幅な税制優遇制度が存在する。すなわちわが国とアメリカの株式の寄附をした場合の税制

上の優遇措置を比較した時、アメリカでは、そのキャピタルゲインに対する課税が免除されるのみならず、当該寄附資産の時価額での所得控除を認めている。これにより、アメリカでは株式市場の拡大時に非常に大きな寄附へのインセンティブが生まれる。わが国においても金銭以外の株式等の寄附が近年注目され、みなし譲渡所得税の非課税措置に関する手続きの簡素化等がなされているが、時価額での所得控除は認められていない。株式形態での寄附をする寄附者は富裕者層に多いことが指摘されており、ここにも大口寄附者へのインセンティブを制度面から支えようとする考え方がアメリカにおいてみられる。

(参考文献)

- 1 金子宏『租税法第24版』弘文堂（2021年）。
- 2 藤谷武史「個人による公益支援活動と税制－寄附金控除の政策的位置づけを中心に－」租税法研究 35号（2007年）。
- 3 酒井克彦「学校への寄附と所得税法上の寄附金控除の適用問題－寄附金控除に係る解釈論上の諸問題（1）」税務弘報 58巻8号（2010年）。
- 4 奥谷健「寄附税制の現状と課題－個人所得税」税研 157号（2011年）。
- 5 酒井克彦「寄附金控除の今日的意義と役割（下）」税務弘報 58巻4号（2010年）。
- 6 増井良啓「個人のボランティア活動と寄付金控除」税務事例研究 55号（2000年）。
- 7 平松慎矢「公益法人等への財産寄附と非課税特例の活用ポイント（上）」税理 57巻9号（2014年）。
- 8 橋本彩「個人が教育事業に寄附その他の支援を行った場合の税制のあり方」税研 219号（2021年）。
- 9 水野忠恒『大系租税法』中央経済社（2015年）。
- 10 成道秀雄『税務会計－法人税の理論と応用－』第一法規（2015年）。
- 11 齋藤真哉「企業が教育事業に寄附その他の支援を行った場合の税制のあり方」税研 219号（2021年）。